

セーフティプラン 普通共済約款

「用語の説明」

この普通共済約款およびこの普通共済約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通共済約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
医学上因果関係がある疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 試運転性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
契約年令	この共済契約の始期日における被共済者の年令をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、契約申込書の記載事項とすることによって当会が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 当会が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
始期日	保障期間の初日をいいます。

用語	説明
失効	この共済契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
疾病	被共済者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被共済者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払事由	この共済契約に付帯された特約のそれぞれに支払事由として規定する事由をいいます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療^(注2)に該当する診療行為^(注3)</p> <p>(注1) 診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
傷害	<p>身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。</p> <p>① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒</p> <p>(注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターボート^(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注) モーターボート 水上オートバイを含みます。</p>
損害等	この普通共済約款およびこの契約に付帯された特約の規定により、当会が共済金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。

用語	説明
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（告知義務）（3）③またはこの普通共済約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
発病	被共済者以外の医師の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常については、被共済者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
被共済者	この契約により保障の対象となる者または保障を受ける者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保障期間	共済責任の始まる日から終了する日までの期間であって、証券記載の保障期間をいいます。
共済金	この共済契約に付帯された特約のそれぞれに規定する共済金をいいます。
共済契約者	当会にこの共済契約の申込みをする者であって、この共済契約の成立により、共済掛金の支払義務を負うこととなる者をいいます。
申込書	当会にこの共済契約の申込みをするために提出する書類（ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法を含みます。）をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
共済掛金	共済契約者がこの契約に基づいて当会に払い込むべき金銭をいいます。
満期日	保障期間の末日をいいます。
無効	この契約のすべての効力が、この契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 保障条項

第1条（共済金を支払う場合）

ソニーグループ保障共済会（以下、当会という）は、この普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約の規定に従い、共済金を支払います。

第2条（共済金を支払わない場合）

当会が共済金を支払わない場合は、この普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条（共済責任の始期および終期）

- (1) 当会の共済責任は、始期日の午後4時^(注1)に始まり、満期日の午後4時^(注1)に終わります。
- (2) 共済期間の途中で新たに加入される場合には、共済責任の責任は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- (3) (1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (4) 当会は、次の事項に該当しない共済契約を更新対象と認め、満了日の3ヵ月前までに、更新契約の内容^(注2)を記載した更新案内を共済契約者に通知します。
 - ① 共済契約者または被共済者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮し、当会が共済契約の変更が必要と判断したもの。
- (5) (4) ①に該当する場合は、当会は、共済契約者に対し満了日3ヵ月前までに書面によりその旨を通知し、変更後の更新契約の内容を記載した更新案内を共済契約者に通知します。
- (6) (4) で定めた更新案内の締切期日までに、共済契約者から当会に対して共済契約を更新しない旨の申し出がない場合には、この共済契約は、(4) または (5) の更新契約の内容^(注2)により更新されます。

(注1) 午後4時

加入者証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(注2) 更新契約の内容

当会がこの共済契約の約款、制度または料率を改定した場合には、改定後の内容とします。

第2条（共済掛金の払込方法および猶予期間）

- (1) 当会が指定した方法で、始期日より毎月、月払いにより共済掛金を払いこまなければなりません。

(2)保障期間が始まった後でも、共済契約者が共済掛金の払込みを怠った場合は、この普通共済約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当会は、始期日から共済掛金領収までの間に生じた支払事由による損害等に対しては、共済金を支払いません。

第3条（共済責任のおよぶ範囲）

当会は、この普通共済約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において生じた支払事由による損害等に対して共済金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1)共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。なお、共済契約締結の際、当会が特に必要と認めた場合は、当会は、事実の調査を行い、また、被共済者になる者に対して当会の指定する医師の診断を求めることができます。
- (2)当会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注1)
 - ③ 共済契約者または被共済者が、支払事由または支払事由の原因が生じた時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当会に告げられていたとしても、当会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
 - ⑤ 支払責任の開始する日^(注2)からその日を含めて1年以内に、被共済者の身体障害を原因とする共済金の支払事由がこの共済契約またはこの共済契約から継続された以降の共済契約に発生しなかったとき。なお、この規定は、告知義務違反への該当の都度それぞれ独立して適用します。
- (4)(2)の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第12条（共済契約の解除の効力）の規定にかかわらず、当会は、共済金

を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。

(6) この共済契約が当会の定める保険契約からの継続契約である場合には、(1)～(5)の条文中、「共済契約締結」を「保険契約締結」と、「当会」を「引受保険会社」とそれぞれ読み替えて適用します。

(注1) 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合、当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 支払責任の開始する日とは、この共済契約が継続されてきた最初の共済契約の共済期間の開始時をいい、共済期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては共済金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

第5条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

第6条（共済契約の無効）

当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を無効とします。

- ① 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合
- ② がん治療サポート共済金特約において、保障期間開始前^(注1)に、被共済者ががんと診断確定されていたこと^(注2)。ただしこの場合、がん治療サポート共済金特約のみが無効の対象となります。
- ③ がん治療サポート共済金特約において、保障期間開始前^(注1)に、被共済者が上皮内新生物と診断確定されていたこと^(注2)^(注3)。ただしこの場合、がん治療サポート共済金特約のみが無効の対象となります。

(注1) 保障期間開始前

この契約が継続契約である場合は、この共済契約が継続されてきた初年度契約の共済期間開始前をいいます。

(注2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の、その事実の知、不知を問いません。

(注3) この契約ががん治療サポート共済金特約の継続契約である場合で、その初年度契約の共済期間開始日が2025年1月1日より前であるときは、③の規定は適用しません。

第7条（共済契約の失効）

共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合には、共済契約は効力を失います。

第8条（共済契約の取消）

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第9条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

第10条（重大事由による解除）

(1) 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 共済契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約^(注2)を解除することができます。

- ① 被共済者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ② 被共済者に生じた損害等に対して支払う共済金を受け取るべき者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) この共済契約に付帯された特約の共済金が次のいずれかに該当する場合、(1)または(2)の規定による解除が損害等^(注3)の原因となった支払事由の生じた後になされたときであっても、第12条(共済契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等^(注3)に対しては、当会は、共済金^(注4)を支払いません。この場合において、既に共済金^(注4)を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- ① 被共済者の傷害または疾病^(注5)に対して一定額を支払うもの
 - ② 被共済者の傷害または疾病によってその被共済者が被った損害^(注6)に対して共済金を支払うもの
- (4) この共済契約に付帯された特約の共済金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合、(1)または(2)の規定による解除が支払事由の生じた後になされたときであっても、第12条(共済契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (5) この共済契約に付帯された特約の共済金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、共済契約者または被共済者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害等
 - ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被共済者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 共済契約

その被共済者に係る部分に限ります。

(注3) 損害等

(2)の規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた損害等をいいます。

(注4) 共済金

(2)②の規定による解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注5) 傷害または疾病

死亡および要介護状態を含みます。

(注6) 損害

損失および費用を含みます。

第11条 (被共済者による共済契約の解除請求)

(1) 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約^(注)を解除することを求めることができます。

- ① この共済契約^(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者に、第10条(重大事由による解除)(1)①または②のいずれかに該当する行為があった場合
- ③ 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、第10条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 第10条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約^(注)の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 共済契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約^(注)を解除しなければなりません。

(3) 被共済者は、(1)①の事由のある場合は、当会に対する通知をもって、この共済契約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4) (3)の規定によりこの共済契約^(注)が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 共済契約

その被共済者に係る部分に限ります。

第12条 (共済契約の解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金料率を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金料率と変更後の共済掛金料率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 当会は、共済契約者が(1)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合^(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、(2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた支払事由による損害等に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。

(注) 追加共済掛金の支払を怠った場合

当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第14条（共済掛金の返還—無効または失効の場合）

(1) 共済契約が無効の場合には、下表のとおり取り扱います。

①第6条①に該当する場合	共済掛金は返還しません。
②第6条②に該当する場合	ア. 共済契約の締結 ^(注1) の際に、被共済者ががんと診断確定されていた事実を、共済契約者および被共済者のすべてが知らなかった場合は、既に払い込まれた共済掛金の全額を共済契約者に返還します。ただし、③オに該当する場合を除きます。 イ. 共済契約の締結 ^(注1) の際に、被共済者ががんと診断確定されていた事実を、共済契約者および被共済者のいずれか一人でも知っていた場合は、既に払い込まれた共済掛金は返還しません。 ウ. 共済契約の締結 ^(注1) 時からその共済契約の保障期間の開始時まで被共済者が初めてがんを診断確定されていた場合には、既に払い込まれた共済掛金の全額を返還します。ただし、③オに該当する場合を除きます。
③第6条③に該当する場合	エ. 共済契約の締結 ^(注1) の際に、被共済者が上皮内

	<p>新生物と診断確定されていた事実を、共済契約者および被共済者のすべてが知らなかった場合は、既に払い込まれた共済掛金の全額を共済契約者に返還します。ただし、②イに該当する場合を除きます。</p> <p>オ. 共済契約の締結^(注1)の際に、被共済者が上皮内新生物と診断確定されていた事実を、共済契約者および被共済者のいずれか一人でも知っていた場合は、既に払い込まれた共済掛金は返還しません。</p> <p>カ. 共済契約の締結^(注1)時からその共済契約の保障期間の開始時まで被共済者が初めて上皮内新生物と診断確定されていた場合には、既に払い込まれた共済掛金の全額を返還します。ただし、②イに該当する場合を除きます。</p>
--	---

(2) 共済契約が失効となる場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^(注2)によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) 共済契約の締結

この契約ががん治療サポート共済金特約の継続契約である場合は、この共済契約が継続されてきた初年度契約の共済期間開始前をいいます。

(注2) 月割

1 ヶ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

第15条 (共済掛金の返還—取消の場合)

第8条 (共済契約の取消) の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は、共済掛金を返還しません。

第16条 (共済掛金の返還—解除の場合)

(1) 第4条 (告知義務) (2)、第10条 (重大事由による解除) (1) または第13条 (共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合) (2) の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^(注1)によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第9条 (共済契約者による共済契約の解除) の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^(注1)によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第10条 (重大事由による解除) (2) の規定により、当会がこの共済契約^(注2)を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^(注1)によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(4) 第11条 (被共済者による共済契約の解除請求) (2) の規定により、共済契約者がこの共済契約^(注2)を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^(注1)によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(5)第11条（被共済者による共済契約の解除請求）（3）の規定により、被共済者がこの共済契約^{（注2）}を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を共済契約者に返還します。

（注1）月割

1ヵ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

（注2）共済契約

その被共済者に係る部分に限ります。

第17条（共済金の請求）

(1) 当会对する共済金請求権は、この共済契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、この共済契約に付帯された特約に規定する請求書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべきその被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、その被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① その被共済者と同居または生計を共にする配偶者^{（注）}

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、その被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^{（注）}または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。

(5) 当会は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(注) 配偶者

配偶者は、普通共済約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第18条 (共済金の支払時期)

(1) 当会は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無、疾病の内容および被共済者に該当する事実
- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)または傷害・疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、発病の状況、治療の経過および内容
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注3)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注4)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)または(2)の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被共済者または共済金を受け取るべき者が第17条（共済金の請求）(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

共済価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) 応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条（時効）

共済金請求権は、第17条（共済金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（共済契約者の変更）

(1) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の共済会の会員資格を有する親族にこの普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に関する権利および義務を移転することができるものとします。

(2)(1)の規定による移転を行う場合には、契約の移転を受ける者が、書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第21条（被共済者が複数の場合の約款の適用）

被共済者が2名以上である場合は、それぞれの被共済者ごとにこの普通共済約款の規定を適用します。

第22条（電磁的方法による通知）

当会は、この普通共済約款および特約に基づき行う共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの方の代理人に対する通知を、ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法によって行うことができます。

第23条（契約内容の確認）

（1） 当会が共済契約の申込みを承諾し、共済契約を締結し場合には、共済契約者は、当会のウェブページにおいて共済契約の契約内容を確認することができます。これをもって共済契約締結の証とし、当会は、加入者証の発行を行わないことができます。

（2） （1）の場合でも、共済契約者が求めた場合には、当会は、以下の内容を記載した加入者証を発行します。

- （1） 共済契約者氏名
- （2） 被共済者氏名
- （3） 共済契約の種類
- （4） 保障期間
- （5） 共済掛金および支払方法保障額

第24条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条（準拠法） この普通共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。